

## 「ハ° ートナーシップ° 構築宣言」

当社は、サフ° ライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を 進めることで° 、新たなハ° ートナーシップ° を構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣 言します。

1. サフ° ライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携  
直接の取引先を通じ° てその先の取引先に働きかける(「Tier N」から「Tier N+1」  
へ)ことにより、サフ° ライチェーン全体で° の付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等 を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や 働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP(事業継続計画)策定の助言等の支援も 進めます。

(個別項目)

- a. 企業間の連携(オーフ° ンイノベ° ーション、M&A 等の事業承継支援 等)
- b. IT 実装支援(共通 EDI の構築、データの相互利用、IT 人材の育成支援、サイバ° セキュリティ対策の助言・支援 等)
- c. 専門人材マッチング°
- d. グ° リーン化の取組(脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グ° リーン調達 等)
- e. 健康経営に関する取組(健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等)

## 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行(下請中小企業振興法に基づ° く  
「振興基準」)を遵 守し、取引先とのハ° ートナーシップ° 構築の妨げ° となる  
取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組 みます。

### ① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも 年に 1 回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働 条件の改善が° 可能となるよう、十分に協議し

て決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギー・コストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

#### ② 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

#### ③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

#### ④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

2025年5月13日

古谷製陶所 代表 古谷浩一

#### (備考)

・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するホータルサイトに掲載されます。・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。